

新型コロナウイルス感染拡大防止に対する横浜国立大学の行動指針(ver.3)

- ・各段階および各行動指針は目安であり、感染状況、国や自治体等の方針・要請等を総合的に判断して決定する。
- ・海外渡航等に関しては、関係省庁からの通知等に従う。

令和2年11月27日

段階	教育活動	研究活動	学内会議	事務体制	入構・行事等	附属学校
0 (通常)	・通常通り。 ・オンライン授業の可能性を探る。	・通常通り。 ・オンライン活動の可能性を探る。	・通常通り。 ・オンライン会議の可能性を探る。	・通常通り。 ・オンライン業務の可能性を探る。	通常通り。	・通常通り。 ・オンライン教育活動（授業を含む）の可能性を探る。
1	・感染拡大防止に留意し、通常通り実施。 ・オンライン授業の可能性を探る。 ・課外活動については、感染拡大防止に留意し、実施可能。  【臨地調査について】海外での臨地調査は、外務省感染症危険情報レベル2の地域では原則禁止。国内での臨地調査は、国、自治体、相手先の行動指針及び感染拡大防止対策等に留意して実施。	・感染拡大防止に留意し、通常通り実施。 ・オンライン活動の可能性を探る。	・感染拡大防止に留意し、通常通り実施。 ・オンライン会議の可能性を探る。	・感染拡大防止に留意し、通常通り実施。 ・オンライン業務の可能性を探る。	・感染拡大防止に留意し、通常通り実施。	<共通事項> ・基本的な感染拡大防止策を講じるとともに、必要に応じて給食時の会食形式を停止する。 <教育研究活動> ・オンラインによる教育活動の可能性を探り、状況に応じて体験型の学習以外はオンライン教育活動（授業等）も活用する。 ・課外活動等の諸活動は、全て文科省のガイドラインに従って実施。 ・研究発表会は、対面での参加は講師・指導助言者等少人数にとどめ、オンラインでの開催の可能性を探る。
1.5	・教育上の必要性に応じて、感染拡大防止策を講じた上で対面授業を実施可能（いつでもオンライン授業に切り替えられる準備をしておく）。 ・オンライン授業も積極的に活用。 ・課外活動については、計画書等を提出し許可された活動のみ実施可能。  【臨地調査について】海外での臨地調査は、外務省感染症危険情報レベル2以上の地域では禁止。国内での臨地調査は、国、自治体、相手先の行動指針等に基づく。実施に際しては、感染拡大防止策を最大限講じ、届け出たうえで部長が判断する。	・感染拡大防止対策を講じ、短時間、分散化などにより実施。	・感染拡大防止対策を講じ、議題の精選、短時間での実施。 ・オンライン会議の推奨。	・感染拡大防止に留意し、出勤上の配慮も検討。 ・感染拡大防止対策を講じ、窓口業務を実施。	・感染拡大防止に留意し、入構可能。 ・行事等は、学生にかかわるものを優先し、感染拡大防止対策等を確認の上実施を判断。 ・会食を伴う行事等は禁止 ・オンライン方式を推奨。 ・施設の学外貸出は感染拡大防止対策等を確認の上実施を判断。	・入学式・卒業式は、短時間化や保護者の出席人数の制限をするなど適切な工夫をして実施を判断。 ・運動会・体育大会・授業参観等は、短時間、分散化等とともに、保護者の入れ替え等の工夫を行って実施を判断。 ・宿泊を伴う行事等は、文科省のガイドラインに従い、旅行者をはじめとした関係者等と協力し最大限の感染防止対策を講じた上で、保護者への説明と同意に基づき実施を判断。 <学校運営> ・職員会議等は、議題を精選し、短時間で実施。状況によりオンライン会議を活用する。 ・保護者会は、対面での必要性を十分に検討のうえ、短時間、分散化などにより実施。
2	・オンライン授業を原則とする。 ・感染拡大防止対策を最大限講じ、卒業・修了等に必須な授業等のみを短時間、分散化などにより実施可能。 ・課外活動については、計画書等を提出し許可された活動のみ実施可能。  【臨地調査について】学外での臨地調査は原則禁止	・感染拡大防止対策を最大限講じ、短時間、分散化などにより実施。 ・共同研究はオンラインを推奨。	・感染拡大防止対策を最大限講じ、議題の精選、短時間での実施。 ・オンライン会議の推奨。	・時差出勤等、出勤上の配慮を実施。 ・窓口業務の制限を実施。 ・特に必要性が認められる業務については、感染拡大防止対策を最大限講じ、窓口業務を実施。	・学生、学外者の入構制限を実施。 ・行事等は、学生の卒業・修了等に必須なものを優先し、他はオンライン方式を原則とする。 ・対面による行事等は、短時間、分散化などの感染拡大防止対策を最大限講じ、対策等を確認の上、実施を判断。 ・会食を伴う行事等は禁止 ・施設の学外貸出は延期又は中止。	<教育実習・学校実習> ・感染拡大防止に向けて十分な事前指導を行うとともに行政や学校長の指示に従う。（例：小学校実習を3週間に短縮する等）
3	・オンライン授業のみ実施。 ・課外活動については、全面中止。  【臨地調査について】学外での臨地調査は原則禁止	・実験装置等の維持に必要な最低限の活動以外は、原則中止。	・オンライン会議を原則とする。	・出勤職員の制限。 ・窓口業務は原則中止。	・学生、学外者は入構禁止を原則とする。ただし、大学院生は、実験装置等の維持に必要な最低限の入構は申請の上、入構。 ・教職員は業務の分担等により入構。 ・行事等は、延期又は中止。可能な場合はオンライン方式で実施。 ・施設の学外貸出は延期又は中止。	<共通事項> ・感染拡大防止対策を最大限講じ、短時間授業、時差登校、分散登校などを実施。 <教育研究活動> ・PCを活用し、体験型の学習以外はオンライン教育活動（授業等）を中心に実施。 ・行事、その他諸活動は、延期又は中止。入学式・卒業式等は、短時間・分散化かつ最低限の人数での実施を検討。 <学校運営> ・職員会議等は、原則としてオンラインで実施。保護者会は、延期または中止。 <教育実習等> ・実習生に対してオンラインでの指導等を検討
4	・段階3に同じ（学内からのオンライン授業は禁止）。  【臨地調査について】学外での臨地調査は原則禁止	・院生の学内での研究活動は全て中止。 ・教員は段階3に同じ。	・オンライン会議のみ実施。	・事業継続の観点から必須の業務のみ必要最小限の人員が交替で実施。	・学生、学外者は入構禁止。 ・行事等及び施設の学外貸出は禁止。 ・教職員は、事業継続の観点から必須の業務に限り、短時間の入構。	・文科省のガイドラインに従って臨時休業（児童生徒の登校中止）。 ・オンライン教育活動（授業等）の実施。 ・教職員は、事業継続の観点から必須の業務に限り、短時間の入構。